

# 令和7年度三沢市奨学生募集要項

教育委員会 教育総務課

三沢市奨学金条例に基づく奨学生を、次のとおり募集します。

**※各種大学校、大学院、通信教育、海外の学校は対象となりません。**

## 1 申請期間 令和7年3月3日（月）から4月30日（水）まで必着

提出先：三沢市教育委員会 教育総務課

窓口受付時間 8時15分から17時まで

ただし、土、日、祝日を除く（郵送申込みの場合は4月30日必着とします。）

## 2 応募資格

本人及び保護者が三沢市内に2年以上住所を有し、各奨学金のそれぞれの項目に全て該当する人

### 貸付型奨学金

①経済的な理由により学資の支払が困難な人

②学業成績が優秀で**評定平均が3.0以上**の人

③高等学校、専修学校高等課程、高等専門学校（以下「高専」）、高専専攻科、大学等又は、専修学校  
専門課程のいずれかに在学する人

### 給付型奨学金

①経済的な理由により学資の支払が困難な人

②学業成績が優秀で**評定平均が4.0以上**の人

③令和7年度に新たに進学した大学生、高専4学年、高等学校に属する専攻科及びそれに属する別  
科、又は専修学校専門課程、高専卒業後の編入1年目の大学在学学生

## 3 募集人数、貸付・給付月額

	対象	募集人数		貸付・給付月額
		令和7年度 から進学した者	在学中の者	
貸付型 奨学金	【高校枠】高校、高専（1～3学年） 専修学校	2名以内		10,000円以内
	【大学枠】大学・短大・専門学校、 高専（4・5学年、専攻科）	16名以内		30,000円以内
給付型 奨学金	【大学枠】大学・短大・高専（4学 年）・専門学校・高等学校専攻科及 びそれに属する別科、または高専 卒業後、編入1年目の大学在学学生 （※大学等1学年相当のみ）	5名以内		30,000円以内

#### 4 選考について

選考は書類審査で行い、奨学生に採用された方には、令和7年7月中に奨学生採用決定通知書（様式第4号）を郵送します。

#### 5 提出書類

①奨学生採用申請書 (様式第1号)	奨学金申請理由は200字程度で、具体的に記入してください。	
②連帯保証人承諾書兼 同意書(様式第2号)	連帯保証人 (一人目)	<b>貸付型奨学金・給付型奨学金</b> 三沢市に居住している保護者で、奨学生に対し、一切の責任を負うことができる人。
	連帯保証人 (二人目)	<b>貸付型奨学金(給付型奨学金は不要)</b> 三沢市に居住しており、本人及び上記連帯保証人とは別住所で独立の生計を営み、連帯保証人と共に返還の責任を負うことができる人。ただし市内居住者で保証人がいない場合に限り、市外の居住者でも差支えありません。
③課税資料等閲覧取得 同意書(様式第3号)	世帯員全員(18歳以上)の同意が必要となります。	
④成績証明書(原本)	2学年以上の者は在学校の証明書、1学年は前在学校の証明書。	
⑤在学証明書(原本)	在学から交付を受けてください。	
⑥家族状況確認	家族が次の項目に該当する場合は、必要書類を添付してください。(書類の内容を確認した上で、選考にあたり所得から控除します。)	
(1)長期療養	対象者	本年4月末時点において6か月以上療養中、又は療養が必要と認められる人。ただし、4月末時点で療養を終えた人は対象となりません。
	必要書類	対象者の氏名が記された、経常的な支出金額を証明できる書類(領収書等)の写し、及び今後の療養見込期間が記されたもの。
(2)身体障がい	対象者	障がいのある人、又は本年4月末時点において6か月以上にわたり常に就床を要し複雑な介護を要する人。
	必要書類	障がい者手帳の写し、又は医師の証明書など。
(3)災害	対象者	本年4月末から過去1年以内に震災、風水害、火災その他の災害の被害を受けたために、将来長期(2年以上)にわたり、著しく困窮状態に置かれると見込まれる世帯。ただし、被害を受けなかったと仮定したときの所得金額が、所得基準額を著しく超過する場合は対象となりません。
	必要書類	罹災証明書の写し、市税等の被災による減免を証する書類、保険金等の払込証明書、貸家の賃貸借契約書等、及び将来長期にわたって支出増又は収入減が見込まれる金額のうち、今後1年分の金額がわかる書類。

(4) 盗難	対象者	本年4月末から過去1年以内に被害を受けたために支出が増大し、将来長期（2年以上）にわたり、著しく困窮状態に置かれると見込まれる世帯。ただし、被害を受けなかったと仮定したときの所得金額が、所得基準額を著しく超過する場合は対象となりません。
	必要書類	盗難届の証明書（届出受理番号等）の写し、及び被害を受けた日常生活における必需品の購入・修理金額がわかる書類（領収書等）の写し。
(5) 別居	対象者	主たる生計維持者である父又は母が単身赴任等で別居している場合（父母が不仲等で自発的に別居している場合は対象外）
	必要書類	本年4月末から過去1年以内において、別居のために特別に支出した金額がわかる、対象者の氏名が記された書類（光熱水費及び家具・家事用品の領収書、貸家の賃貸借契約書等）の写し。
⑦生活保護を受けている場合	必要書類	生活保護受給証明書の写し。

## 6 併願について

貸付型奨学金及び給付型奨学金は同時に申請できますが、採用となるのはいずれか一つです。

## 7 奨学生採用後の流れ

貸付又は給付	<p>①採用された方には、奨学生採用決定通知（様式第4号）を郵送します。誓約書兼同意書（様式第5号）及び「口座振替依頼書」を同封しますので、記入押印の上、提出してください。口座は奨学金の振込口座となりますので、奨学生本人名義の口座を記入してください。</p> <p>②奨学金は正規の修学期間中、毎月10日前後に振込まれます。（初回は8月末日までに4～8月の5ヶ月分を一括振込します。）</p> <p>③修学期間中は、毎年4月末までに在学証明書及び成績証明書を提出してください。</p> <p>④その他の届出等 休学・復学・退学・転校等や、奨学生又は連帯保証人の住所や連絡先等が変更となったときは、届出が必要ですので下記までご連絡ください。</p>
--------	---

<p>返 還 (貸付型)</p>	<p>①奨学金借用証書兼同意書の提出 卒業等により奨学資金の貸付が終了となったときは、奨学金借用書兼同意書（様式第9号）及び奨学金返還計画書（様式第10号）を郵送しますので、記入押印の上、必要書類を添えて提出してください。</p> <p>②卒業の1年後から返還開始となり、貸付年数の2倍の年数以内での返還となります。返還は口座振替による口座引落としとなります。 (返還開始前に本人に通知し、口座振替依頼書を郵送します。)</p> <p>※返還額（例）      高校生等・・・年額 60,000 円（月額 5,000 円）                                 大学生等・・・年額 180,000 円（月額 15,000 円）</p>
----------------------	--

<p>書類提出先 及び お問合せ先</p>	<p>〒033-8666 三沢市桜町1丁目1番38号 三沢市教育委員会 教育総務課 教育総務係（三沢市役所 別館3階） 電話番号：0176-53-5111（内線366） 開庁時間：土日祝日を除く 8時15分～17時</p>
-------------------------------	---